

## 宇都宮市自治基本条例シンポジウム（概要）

### ■ 日時

平成20年2月16日（土）午後1時30分～3時30分

### ■ 会場

宇都宮市東コミュニティセンター 2階ホール

### ■ 発表者・講師・コーディネーター・パネリスト

- ・ 第1部 発表会 『宇都宮市自治基本条例を考える会議』の検討状況について  
(発表者)  
藤本 信義氏（「宇都宮市自治基本条例を考える会議」（以下「考える会議」）会長）  
大矢 裕啓氏（「考える会議」第1分科会世話人）  
船津 祥 氏（「考える会議」第2分科会世話人）  
酒井 昭二氏（「考える会議」第3分科会世話人）
- ・ 第2部 基調講演「地方分権と『自治基本条例』」  
(講師)  
牛山 久仁彦氏（明治大学政治経済学部 教授）
- ・ 第3部 パネルディスカッション「私たちが求める宇都宮市の自治（まちづくり）  
～自治基本条例の役割～」  
(コーディネーター)  
藤本 信義氏（「考える会議」会長）  
(パネリスト)  
小針 協子氏（「考える会議」公募委員，第1分科会世話人）  
安藤 正知氏（NPO法人宇都宮まちづくり市民工房 事務局長）  
上野 勝弘氏（宇都宮商工会議所 青年部会長）  
牛山 久仁彦氏（明治大学政治経済学部 教授）

### ■ 事務局

(司会)

「考える会議」広報班 郡司委員

(案内・受付・誘導係)

「考える会議」広報班 浅野委員，片岡委員，川嶋委員，渡辺委員（委員名簿順）

(その他会場設営，セット変更，駐車場誘導等)

市行政経営課職員

## ■ 参加者数

- ・ 一般参加者 256名
- ・ 「考える会議」委員 17名（発表者，コーディネーター，パネリスト，事務局を除く。）

## ■ 会議経過

### 1 開会

### 2 市長あいさつ（要旨）

皆さん，こんにちは。

本日は，宇都宮市自治基本条例シンポジウムにご参加いただきまして，心から感謝申し上げます。ご参加をされている皆様方は，既にご承知かと思えますけれども，さまざまな自治体で，あいついでこの自治基本条例が議会で可決されております。そもそも，右肩上がりの成長に伴い，国からの財源も十分で，また自主財源もしっかりと潤っていた中，行政がトップダウンでまちづくりをしてきた時代は終焉いたしました。限られた財源の中で，お金を有効に使いながら，世代間の公平性を保ち，なおかつこれからの子供たちに決して負の遺産を背負わせないという考え方のもとで，地域の経営をしていかなければならない時代を迎えています。

このような地域経営をしていかなければならない中ですが，行政にはおのずと限界があります。また，市民の皆様方が自分たちのまちは自分たちでつくっていく，つまり宇都宮というまちが細分化されていくとしても，金太郎飴のように，どこを切っても同じ顔のまちづくりをしていくというようなことは，もうこれからは通用いたしません。そこに住む皆さんが自分たちの地域の歴史とか，あるいは実情とか，そして住んでいる方々の思いとかを十分に反映させたまちづくり，つまりは市民主体のまちづくりを，これからは行っていく必要があります。そのためには，当然，市民の皆さん，自治会をはじめとする地域の皆さん，またNPOや，あるいはボランティアの皆さん，企業の皆さん，そして何よりも私たち行政，このすべてのセクターが一体となって，まちをともにつくっていくという市民協働の社会が必要となってまいります。

ここでももちろん，市民の皆さんが主体となって自分たちの思いを具体化したまちをつくっていくのは当然でありますけれども，行政も，力を抜かない，手を抜かないことが絶対に必要です。このすべてのセクターの中で，行政が最も汗をかいていかなければならない，これは大前提でありますけれども，市民協働の社会の中で，それぞれのセクターが役割を分担しながら，同じプラットフォームの中で仕事をしていくためには，やはり基本的なルール，取り決めが必要になります。それが自治基本条例であり，どんな方が，どんな役割を持って，そしてどのような手法でまちをつくり，そして自分の役割を担っていくのか，それを決めるものであります。

私は市長に就任する前から、何とかこの自治基本条例を制定したいと考えておりました。ただし、これは大切な、大切な市民の皆さんのルール、憲法でありますので、時間だけはかけさせていただくということで、「宇都宮市自治基本条例を考える会議」の藤本会長をはじめ、委員の皆様方にもお願いをしまして、丁寧に、丁寧に時間をかけてつくってまいりました。いよいよ最終段階に入ったわけでありますけれども、本日のシンポジウムの中から、ご参加いただいている皆様方の思い、または意見を汲み取っていただくことを心からお願い申し上げます。

結びになりますが、土曜日というお休みの日、そして大変寒い中をお集まりいただいたことに、心から感謝を申し上げます、冒頭のごあいさつといたします。本日はどうぞよろしくお願いたします。

### 3 第1部 発表会『宇都宮市自治基本条例を考える会議』の検討状況について

- ・ 「考える会議」会長、第1～3分科会世話人が、発表会用スライドを使用しながら、「考える会議」の検討状況を発表

(以下要旨)

#### ○ 藤本会長

私からは、この考える会議の全体会での検討状況をご報告いたします。

(スライド1頁) まず、会議発足の経緯ですが、一般的に自治基本条例では、地方分権が進む中で、自治の主体である市民と、それから市行政、これは議会と執行機関の2つから構成されるわけですが、この市民と市行政が対等な立場で市民自治のあり方を定めているということから、その検討の仕組みを具体化したものが、この「宇都宮市自治基本条例を考える会議」です。平成18年6月に第1回会議がスタートしました。50名近い委員構成であり、検討の場としては全国的にも最大規模の人数です。そのうちの約半数、23名が公募委員であり、さまざまな立場からご意見を頂こうという市の意欲的な姿勢がうかがえると思います。ご覧のように、市民、議会、執行機関が一体となって「考える会議」を構成しています。

(スライド2頁) 18年度の検討の経過ですが、まずは「自治基本条例とは何か」という勉強会からスタートして、「この会議をどうやって進めたらよいか」ということから、よい会議のあり方、それから成果がなかなか上がらないような会議のあり方、それらを比較検討しました。次に、「市民主体のまちづくりを進めるためにはどうしていったらよいか」ということから、この自治基本条例の必要性、意義を合意するに至りました。そして、条例の基本的な考え方、条例に盛り込みたい事項についての検討を行いました。これらの検討は、ワークショップという手法を使って進めてきました。

(スライド3・4頁) 条例に盛り込みたい事項としては、ここに載っているとおりですが、最初の3つ、「前文」、「総則」、「自治の理念と基本原則」までは第1分科会、それから「市民等の権利と責務」、「議会の役割と責務」、「執行機関の役割と責務」に

については第2分科会、そして最後の2つ、「参画と協働」、「市政運営の基本事項」を第3分科会が担当して、平成19年度はこの3つの分科会が真剣に、テーマ別に検討を重ねてきたところです。現在は、提言書検討委員会が分科会の検討結果を総括するというところまで来ています。

(スライド5頁)現時点での条例に盛り込むべき内容のポイントは2点です。この条例は市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくことを目的としていること、そして、市民主体のまちづくりを確立するために必要な自治の基本的な事項・仕組みを定めるということ、この「目的」と「仕組み」です。

(スライド6頁)今後の検討の進め方ですが、この「考える会議」は、この後市民の皆さんとの意見交換会を市内数か所で行い、そして市長へ提言書を提出します。そこから先は執行機関、議会における検討ということで、条例案の議会提出、そして議決による条例制定までこぎつけたいということです。

○ 大矢第1分科会世話人

それでは、「前文」、「総則」、「自治の理念・基本原則」について、第1分科会からご報告いたします。

(スライド8頁)まず、条例の前文、前書きには、この宇都宮をより住みやすいまちにしたい、そしてこの宇都宮に思いやりのある社会を根づかせたいという強い思いをもとに、私たちが目指すまちの理想を掲げています。

(スライド9頁)次に、この条例の目的ですが、先程報告にあった「条例に盛り込むべき内容のポイント」と同じで、「自治の基本的な仕組みを定めることで、市民主体のまちづくりを確立し、市民がさらに幸せに暮らせるようにしていく」こととしました。

(スライド10頁)ところで、これから「協働」という言葉が頻繁に出てきます。その意味は、市民、自治会などの地域活動団体、NPO、ボランティアなどの非営利活動団体、事業者、議会、執行機関すなわち市役所など、まちづくりの各主体が役割と責任を担い合い、連携、協力して自治に取り組むことです。

(スライド11頁)また、市が条例を制定したり、政策を実施するときには、市で最も大切なルールであるこの自治基本条例を最大限尊重しなければならないものとなりました。

(スライド12頁)さて、私たちは自治に取り組むに当たり、何を原則としたらよいのかを考え、この7つを掲げました。

(スライド13頁)特にその中でも、各主体が協力して人材を育成するという「人づくり」、各主体が社会資源を利活用し、創出し、提供し合うという「社会資源の利活用」が重要だと考えています。

○ 船津第2分科会世話人

第2分科会では、まちづくりを担う各主体の役割、すなわち地域社会における市民、

市議会、市役所の役割、権利、責務等について検討しました。その要点を説明いたします。

(スライド15頁) 市民の権利としては、まちを構成し、社会的責任を有するものとして、市民としての幸せを求めていく権利、公共的活動に参加する権利、公共的活動に関する情報を求める権利、そして自らに応じた行政サービスを受ける権利を掲げています。

(スライド16頁) 市民の責務としては、まちを構成している市民はさまざまな社会的責任を持ち、自ら公共的活動に参画するとともに言動に責任を持つこと、公共的活動のために税金、使用料、役務等の負担をすること、そして公共的活動に参加し、実行するため自己研鑽に努めることを掲げています。

(スライド17頁) 地域活動団体の責務については、地域の課題解決のためには地域内の市民の人と人とのつながりや対話を通じた意見の集約が大切であること、また、地域内のさまざまな活動団体が情報を共有し、協力、連携するネットワークが必要であることを挙げています。これはその他の主体、すなわち市民、非営利活動団体、事業者等との関係においても同じです。

(スライド18頁) 非営利活動団体の責務については、市民が幸せになるために、営利を目的としないテーマ型の非営利活動団体が、行政や関係機関のサービスで満たされないものを、必要としている人のために、自主的に補い提供するなど、社会的使命を果たすこと、また、他の主体とも対等の立場で情報を共有し、協力、連携してネットワークをつくっていくことを掲げています。

(スライド19頁) 事業者の責務については、宇都宮らしさを表現するものとして少し詳しく書いています。事業者すなわち企業等も市民の一員であることから、社会貢献活動として公共的活動に参画することはもとより、CSR (Corporate Social Responsibility)、すなわち企業の社会的責任を果たすことの重要性を明記しています。昨今、世間を騒がせ、市民の暮らしに大きな影響を与えている不当表示、偽装や雇用、環境等の諸問題については、事業者がCSRを遵守することで解決できるものが多くあります。また、事業者は市民の一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択、実施できるように配慮しなければならないこと、すなわちワーク・ライフ・バランスに配慮していくことを明記しました。これについては、内閣府が「仕事と生活の調和憲章」、及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を、昨年(2019)の12月18日に発表したばかりです。

(スライド20頁) 議員、市長、市役所職員の責務については、市民全体が幸せに暮らしていくことができるように、自らの役割と責任を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行すること、そして、市民全体の利益や福祉の向上を図るために、自ら自己研鑽に努めることを挙げています。

○ 酒井第3分科会世話人

次に、第3分科会の検討結果について発表します。担当した項目は、「参画と協働」、  
「市政運営の基本事項」です。

(スライド22頁) 初めに、市政運営に参画し、協働する市民としてのありよう、  
心構えについて協議し、このようにまとめました。見出しは、「自助、共助、公助」で  
す。1つ目に、「市民は、自分や家族でできることはその中です。」2つ目に、「市民  
は、地域コミュニティや地域活動団体の中でできることはその中です。その上で、  
市や県、国と協力しなければできないことをしていく。」そして、これらを通じて地域  
コミュニティ、地域活動団体が市民自治の原点であると認識し、世代を超え、また多  
様な生活経験を踏まえた共生の考え方のもと、文化を超え、市民みんなが活動に協力  
し、いわゆる地域力を強めるため次のように述べています。「市民は、地域コミュニテ  
ィ、地域活動団体を強く、確かなものにしていく。」

(スライド23頁) 次に、自治を進めるための適切な地域区分が協議されました。  
この部分は、第3分科会の協議で最も時間を要したところです。その結果、地域主体  
のまちづくりを進めるにはどのような地域区分が理想的かということで、以下のよう  
な考え方にまとまりました。「各主体は、協力し、小学校区等を基本とする等、住民の  
生活圏に配慮した適正な地域区分をしながらまちづくりに取り組む。」

(スライド24頁) 次に、協働の推進について、執行機関が基本的に行うことをま  
とめました。「執行機関は、審議会、懇談会の公開、公募委員の導入に努める。」そし  
て、「パブリックコメントを実施する等、市民参画の機会を整備する」ことを求めています。

(スライド25頁) 最後に、市政運営の基本事項については、幾つかの項目を検討  
しましたが、この中で、市政運営の評価について発表させていただきます。「執行機関  
は、施策、事業等の評価を実施し、結果を公表する。」これは、施策評価、または事務  
事業評価と呼ばれているものです。「執行機関は、協働のまちづくりの趣旨にのっと  
った事業等の評価を実施し、結果を公表する。」これは、協働事業評価と呼ばれてい  
るものです。これらについては、それぞれ最もふさわしい方法により評価するものとし  
ています。

以上で第1部『宇都宮市自治基本条例を考える会議』の検討状況について、発表  
を終わります。ご清聴ありがとうございました。

4 第2部 基調講演「地方分権と『自治基本条例』」(要旨)

皆さん、こんにちは。

本日は、この宇都宮市自治基本条例シンポジウムにおいて、パネルディスカッション  
に先立ちまして基調講演をさせていただき、大変光栄に思っております。誠にありが  
うございます。

私はいろいろな自治体の自治基本条例や、まちづくり条例を拝見してきました。今、佐藤宇都宮市長のお話を伺ったり、またとても短い時間という、非常に制約のある中で発表されたのではないかと思いますけれども、自治基本条例の検討内容をお聞きしたりすると、宇都宮市の場合、大変洗練された、しかも時宜にかなった内容が盛り込まれているのではないかと思います。

私の簡単なレジュメが皆さんのお手元にございますが、30分という短い時間ですので、これを全部詳しくお話することはなかなかできないかもしれません。

市長さんのお話、または今の報告の中にもあったように、今、自治基本条例というのが、全国的に、特にまちづくりの取組を先進的に行っているところを中心に、あちこちでつくられているわけです。私は本日、「地方分権と『自治基本条例』」と銘打ちましたけれども、ではどうしてその自治基本条例をつくらなければいけないのでしょうか。実は私の住んでいる自治体でも、まだ自治基本条例はつくっていません。つくらなくてはいけないのだろうと思いつつも、なかなか取り組めないようでした、自分自身が声を上げようか、どうしようかとか考えているのですけれども、結局、地方分権というのは一体何なのかということに非常に大きく関わってくると思うのです。

「地方分権」、よく聞くのです、言葉では。それから、「地方自治」という言葉もよく聞きます。小学生の教科書から地方自治と書いてあるのですけれども、ところが戦後何十年もたっても、いわゆる戦前の官治集権という仕組みが残っていて、しかも実は、「地方自治」を住民の皆さんも、いや私自身もそうだったかもしれないし、役所の職員の皆さんや、あるいは議員の皆さんも含めて、なかなか実感として行うことができていないという事実があったと思います。と言いますのは、実は住民の皆さんも、市役所を見るときに、国の官庁があつて、県庁があつて、そして市役所があるのだと思っています。言葉は悪いのですけれども、一番末端の行政機関だという言い方をすることがしばしばございます。職員の中にも、「私たち末端の行政職員は」と言う方がいらっしゃいます。なにかというと国でいろいろなことが決められて、これについてはこうやるのだ、というように県、市町村と、順番に命令が来るようになっていくわけです。このやり方は、まだ発展途上の国とか、日本が戦後の荒廃した社会から立ち直るときとかには有効だった面もあるのです。中央からぐっと全国一律に社会を引っ張り上げるわけですから、効率がいいかもしれません。しかし、格差社会等と言われてはいますが、今の日本のように、先進国として豊かな社会が築き上げられた後には、それぞれの地域で、それぞれの地域の実情に見合った行政をやる方がずっとうまくいく、しかもずっとお金がかからないのです。

と言いますのは、全国一律に全部同じことをやるとすると、一部で無駄があつたとしてもやってしまうわけです。宇都宮市と、例えば北海道や九州、東京の自治体とでは、住民のニーズや社会的状況は違っているわけですから、その地域に応じたさまざまな施策を、地域のことを最もよく知っている住民の皆さん、議員の皆さん、市長さん、そし

て宇都宮市役所の職員の皆さんが実行していくというやり方がやっぱり一番うまくいくのではないかというのは、ちょっと考えていただければおわかりになると思うのです。必要でない地域に必要でない施策を行えばお金が無駄になります。全国一律でやれば、本当に無駄があちこちに出てきて、気がついたら日本の財政はとんでもない状況になっているということであって、これを何とかしなくてはいけない、それが地方分権ということだと思ふのです。

ところで、地方分権をして、宇都宮市役所に、とにかくたくさん権限と財源があったとしても、宇都宮市役所ではできないことというのがあります。つまり、宇都宮市の市域を超える広域的な開発をするとか、栃木県全体でものを考えないといけないこととかは、県に仕事としてやってもらわなくてはいけない。もっと大きな、例えば国の防衛とか外交とか、こういうことは日本国政府にやってもらわなければなりません。

さて、例えば、この自治基本条例も条例の一つですが、地方自治体が条例によって決めていくことがあります。実際には、法令で決まっていることを守って、条例によって決めていかなければいけませんけれども、その法律で決まっていることというのは幅があるわけです。その幅の中で自治体が決められることの基準とはどのようなものかについて、今、国の地方分権改革推進本部でも議論がされています。地方分権改革担当大臣をされている増田さんは、地方分権改革推進委員会の委員長代理をしているときに、条例の、国の法令に対する上書きということもおっしゃっていました。つまり今、地方自治体は条例や規則でいろいろなことをしています。それらが国の法令とバッティングし、正反対となるようではいけませんけれども、同じ方向を向いていて法令で幅があることについては、自治体が積極的に決めていこうということが、福田内閣のもとで進められている分権改革でも議論されているわけなのです。

そのような観点から言うと、この地方分権の実際の担い手である地域の住民の皆さん、議員の皆さん、市長さん、そして市役所の職員の皆さんがそのようなことを率先してやっっていかななくてはいけないのですが、そのためには、やっぱり地域にいろいろなルールが必要でしょう。アメリカの自治体は非常に分権度が高いと思いますけれども、自治体ごとに憲章というもの、一種の憲法を持っていて、それに基づいて行政運営をどうしていくかを決めています。そのようなものが日本にもあってもよいのではないかということです。むしろそのような憲章、すなわち自治基本条例を積極的につくっていくことによって、地方分権を地域密着型の、そして住民の皆さんもその実感が湧くようなものにしていくということなのです。このレジュメの7頁に書きましたように、政策の優先順位や限られた財源を有効利用したり、市民の多様なニーズに対応していくために、そのルールを決めていかななくてはいけないというのが自治基本条例をつくるということなのです。

そして、レジュメの7頁の下の方に書きましたように、地方分権はとても大事なものです。悪口を言う方からは、国家公務員から地方公務員に権限が移っても、しよせん

そんなものは公務員同士の力の移動であって意味がないではないか、「官官分権」にすぎないのではないかというご意見もいただきます。しかし、そうではありません。地方自治というものは身近なところで行政や政治が行われるので民主主義の学校と言われます。国の政治とは異なって、格段に、直接的にいろいろなことを言える制度があります。例えば、国民から法律を制定しろなんて国に言うことはできませんし、あの人嫌だといって内閣総理大臣をみんなでやめさせようということも、国会議員の選挙を通してしかできません。

しかし、地方自治では、政治家の皆さんのリコール、監査請求、また例えば、住民投票を実施できるようにするための条例の制定請求の方法についてまで、たくさんの方ができるようになっています。つまりどういうことかと言うと、地方自治は、議会を大切に、議員の皆さんに頑張ってもらいながら、同時に身近なところで行われる政治・行政というものを住民が直接監視をして、意見も言っていくと、そのようなシステムとして憲法上規定されているわけです。ですから、そのような中でもっともっと住民に身近な行政を進めていくために、住民の皆さんも声を上げて政策決定や政治過程に参加していこうということです。

実はもう一つございます。先程市長さんが再三おっしゃっておられましたが、「考える会議」の検討状況の報告の中にもございました。要するに、地域のことを全部行政にやっていただく、税金を払っているのだからお任せして全部やってくれという時代では、残念ながらなくなってきました。ご承知のように、スウェーデンなどは税で全部やる、そのような国です。福祉も充実していてよい国だと私も実際に拝見して思いました。けれども条件があって、消費税は二十数%です。税負担は非常に大きいです。全部そうやって行政で負担してやっていくには、もちろん行政改革も進めるのですけれども、やはりもっともっと税を上げて負担率を高くしていかないと、どうもできそうもないということなのです。

我が国は、介護保険制度の導入等でもそうですけれども、国民が消費税を20%も30%も負担するのではなくて、または税金をどんどん、どんどん上げるのではなくて、税は今のぐらいの水準で、またはさらに安くして、その中で、ではどうやって住民が安全安心に暮らせる地域をつくっていこうか、という話の流れになっていきます。例えば、先程お話しにあった協働という中で、住民に身近なことは自分の責任でやりましょう、協力してやりましょう、行政とも一緒に協力して地域社会をよくしていきましょうとなりますが、これは非常に重要なことなのです。アメリカ社会も、競争社会、格差社会と言われますけれども、ただ一方で、市場原理に左右されないNPOの皆さんは、地域のために非常に大きな力を発揮して頑張っているらしいです。

そのようなセーフティーネットから、行政は行政改革でどんどん手を引いているわけですが、それはしょうがないです。なぜなら、皆さんも行革しろと言っていて、お金がないのですから。そうすると、それに代わるセーフティネットを社会に広げていかない

と大変なことになります。ですから、NPOとか市民活動、そして従来から地域で頑張ってきた自治会をはじめとする地縁団体の皆さんがみんな手をつないで、行政とも一緒になって地域社会を支えていかなければならないということです。

阪神・淡路大震災や中越地震のとき、行政も頑張っていましたけれども、地震が起こった直後に地域を支えたのは、やはり地域の住民の皆さんであって、神戸の市街化された地域よりも、淡路島の地縁のネットワークがしっかりつながっている地域の皆さんのほうが早く救出されたり、または亡くなってもすぐ発見されたりしたと思うのです。淡路島では、翌日にはほとんど行方不明者はいなくなっていたということを新聞記事で拝見しましたが、神戸市内では残念ながら、それこそ何週間たっても、あの人がいない、どうしてしまったのだろう、どこに埋まっているのだろうということがあったようです。

今の地震の話は極端かもしれませんが、福祉、介護、子育て、まちづくり、環境、教育等、あらゆる分野でそういったネットワークが張りめぐらされて、そして皆さんの支払われた税金が行政によって効率的に上手に使われて、それらが一体となって地域社会を安全・安心なものにしていくということが当然になっていると私は思います。もちろん行政改革がしっかり行われるのは当たり前です。そのような中で、今申し上げた内容を盛り込んだ自治基本条例をつくっていかねばならないということなのです。

レジュメの8頁に、「分権と協働のための条例を創ることの意味」と書きましたけれども、同じくここにある「分権時代の自治体のあり方を条例化する」ということ、これは全国一律にできることではないのです。先程申し上げましたように、北海道の小さな町村であればそれに応じたまちづくりのあり方がありますでしょうし、宇都宮市には宇都宮市の人口規模に見合った、そしてまちの状況に見合った住民と行政の関係、役割分担があるのだと思います。

そしてさらに、レジュメには「何を条例化するか」と書きました。私たちの住んでいる自治体、この宇都宮市であれば宇都宮市という法律で言うところの地方公共団体の担い手はさまざまです。先程の発表会のスライドの中で三角形の図がありましたけれども、住民の皆さんと、住民が選出した市長のもとにコントロールされる執行機関、そしてそれをチェックし、条例をつくって、さらにコントロールをする議会、この3者がしっかりと手をつないでいくということをまず第一に書く、そしてさらに、住民の皆さんが選んだ議会や行政が一体どのようなルールで住民の言うことを聞き、仕事をしていくのかということを書くのだと思うのです。

それで、そのような中で分権時代の自治体として理念、すなわち「まちづくり」をどうしていくかということですが、そのような考え方や、さらにはそのような考え方をどんなふうに具体化していくかという手法を定めていくことになります。これらを全部この自治基本条例に書くか、あるいはほかに市民参加条例とか住民投票条例とか協働条例とか別な条例をつくって、委任といいます、そちらに委ねていくか。それらの細かいことはいろいろなやりようがあって、市役所には法制の専門の方がいらっしやいますか

ら、その皆さんと議論しながらつくっていくわけなのですけれども、そのような中で参加・協働というものを含めて、どうしていくかというルールづくりをしていくわけです。

さらに、自治体によっては、こういった住民による参加・協働や行政運営の原則といったものをきちんと実践しているかどうかを監視する機関を設置しているところもあります。私は、神奈川県A市で自治推進委員会というものの副会長をさせていただいておりますが、これは自治基本条例によって規定された委員会として、A市の市政運営が自治基本条例に即してきちんと行われているかどうかを見守っていくものです。このような委員会が必要かどうかということには議論があって、例えば私が関わった神奈川県B市ではこのような委員会を設けておりません。自治基本条例で理念を掲げたのだから、あとは具体的に運用していくのだという考え方ですが、これにはいろいろなご意見があるかと思えます。例としては以上のようなことですが、いずれにせよ実際に、そのような「まちづくり」の理念や考え方を進めていこうということです。

自治基本条例の条文の全ての内容を網羅してお話する時間はないのですが、幾つかの論点だけ申し上げたいと思います。8頁に「5 自治基本条例の位置づけと活用方策」とありますが、いろいろなご批判がある中で、まず第1に、自治基本条例なんかつくっても何も変わらないではないかというご意見があるのです。理念だけ掲げても、そんなの憲法にも書いてあるのだし、地方自治法にも書いてあるのだから、わざわざつくらなくてもいいのではないかと、つくっても意味がないのではないかと、こういうお話です。ただそれであれば、もっと早くに、日本じゅうの地方自治体が地方分権で強化されたはずなのですが、なかなかそうはなりません。それはなぜかという、さっき申し上げたように、権限、財源がないことに加えて、そのような地方自治を実践していく訓練がなされていなかったり、またはそのような地方自治を実践していくためのルールがなかったということだと思っております。

例えば、B市で自治基本条例をつくったときに、その市民代表の会長さんがおっしゃったことなのですけれども、この自治基本条例は西洋医学のように、すぐ痛みがなくなったり治ったりする、症状緩和剤ではない。痛みどめを処方すればすぐ痛みが治りますけれども、体が元気になったわけではないのです。自治基本条例は漢方薬です、と言うのです。うまいこと言うなと思いました。少しずつ飲んでいけば体は元気になっていきます。このルールを守ったり議論したりすることによって、この宇都宮市という自治体が今よりも、もっともっとすばらしいものになっていく、そういう漢方薬なのだとおっしゃっていました。

さらにある議会で議員さんに、具体的に何が変わったのですかと聞かれました。いろいろ変わっていると答えました。例えばこの条例がこれからつくられていくと、いろいろな委任事項が定められてきます。例えば、市民参加条例は別につくって、それに委任するとか、住民投票については別に規定するとか定めていくと、これらをやらなくてはいけないのです。ですから、この条例ができると同時に、その中で委任されているいろ

いろなことについて、市役所の側ではすぐに対応していかなくてははいけませんから、見直しをしていきます。それから、この条例でもいろいろな言葉の定義がされていますが、こういった定義に基づいて、ほかの条例を見直す必要があります。

宇都宮市でも、自治基本条例の趣旨を最大限尊重すると、さっき発表されていましてから、当然これに合わせて宇都宮市の法制担当や議会の皆さんは、本当にほかの条例がこの条例に合っているか、また、合っている形で市政運営が行われているかということをチェックしなくてははいけないのです。それは大変なことです。しかし、次のステップに進むためには、やっぱりやらなくてははいけません。実際、自治基本条例を制定した自治体では、法制担当の皆さんが他の条例の全条文を洗い出して、議会の皆さんと相談しながら修正しています。つまり具体的に何も変わらないのではなくて、この条例ができることによって、どんどん変わっていくのだと思うのです。

それから、住民の皆さんも、本日のシンポジウムやパブリックコメント等さまざまなものを通じて、この自治の実践に参加していくわけです。そうすると、例えば仮に、宇都宮市に何か問題があったときに、自治基本条例にはこう書いてあるのに、どうして住民本位にこうやってくれないの、ということを経営に対して言っていける、または、選挙のときにそれが問われるということになっていくのだと思うのです。ですから、非常に重要な、具体的な条例になっているということです。

それから、最高規範性についてです。先程の発表でも、「最大限尊重する」とありましたが、これに異議を唱えている法律学者の方もいらっしゃるのです。条例とはみんな横並びなのだから、この自治基本条例だけ最高規範だというのは法律上問題があるとおっしゃるのです。私は法律学者ではなく、行政学の学者ですから言えることだと思えますけれども、形式上は確かに横並びなのです。しかし、宇都宮市では住民の皆さんと議会の皆さんと市長さんが最高規範だと決めるのでしょうか。そのように決めること自体は違法でも何でもないのであるではないですか。

さらに、この自治基本条例という最高規範に合わせて、個別の条例をつくらなくてははいけないといつてつくったというのはおかしいではないか、横並びのルールなのにおかしいではないかと異議を唱える法律学者の方もいらっしゃいます。しかし、個別の条例だって議会がつくるのでしょうか。そのときの議会が個別条例のここはおかしいのではないかとあって、自治基本条例と合っているのかどうか精査するわけです。その上で議会が議決するのですから、後からあの個別条例は違法だなんて言われることは全くないと思うのです。議会が議決する以上、全くもって法形式にのっとっているわけです。もちろん条例の上位、下位みたいな議論をすることは、法学上あり得るかと思えますけれども、実際に憲法や地方自治法の理論から考えて、地域の最高規範を地域で考え、決定していきましょうということが裁判となって争われ、違法性が問われるような事例は、非常に考えにくいと思っています。そういった意味で、むしろ積極的にそういった自治基本条例をつくることによって、地域自治体が自らのルールを決めていくのだという

ことが、私は非常に意味のあるものだと思っているのです。

さらに、この自治基本条例の中で住民参加のあり方や行財政システム運営について決めていくのですけれども、そのときにまた1つ大きな論点になるのは住民投票のあり方です。この条例の中に、住民投票のやり方を細かく書いていくのか、それとも別な条例にするのかというような議論もありますし、住民投票を一般的な制度として導入するのか、または議会のある程度のチェックを経てからやるのかという議論もあります。それは自治体ごとに違うかと思います。例えばB市は、議会の承認を経ずに住民投票を行うようになっています。

ただ、議会の皆さんも大変心配されているように、それは議会を無視しているのではないかということがありますので、例えばB市などでは議論の結果、かなり高いハードルを設け、すなわち住民投票の有権者の3分の1以上の署名を集めた場合に、住民投票をやるというようにしています。その位ハードルが高くないと、議会の皆さんがいらっしゃるのに、それを飛び越えて決定するのは法律上難しいという判断なのです。3分の1も署名を集められるわけではないではないかと言われますが、例えば徳島県徳島市では河口堰の住民投票がございました。この時は実に有権者の過半数を集めたのです。11万票の署名を集めています。ちょっと言葉は悪いですが、議会を飛ばして決定する。もちろん住民投票の結果がすなわち決定ではなく、その結果を尊重するということになります。やはりそのくらい住民の皆さんの関心が高く、そして求められているものでなければならないのではないかということもB市では議論した記憶がございます。いろいろな考え方がありますが、1つのご参考になればと思います。

それと、今の関係ですが、議会の皆さんにしてみると、議会のいろいろな決定と、自治基本条例の制定、そして市民参加が、どうもうまく整理できないということがあります。その意味で、宇都宮市の自治基本条例の策定プロセスの中で、非常に特徴的で、そしておもしろいと私が思ったのは、議員の皆さんが「宇都宮市自治基本条例を考える会議」の中に入っていたらっしゃるのです。議員の皆さんは、これからの議会審議の中で、もちろんそれに縛られずに議論するのですが、議会というものの位置付けを尊重し、一緒に議論してつくったということが、宇都宮市の非常に大きな特徴なのではないかと私は思っておりまして、今後の推移、議会での議論等も楽しみにインターネット等で拝見させていただこうと思っているわけです。

ところで、自治基本条例制定の最終段階でどうやってつくるかという議論があるので。学者の中にも、自治体の憲法なのだから、住民投票くらいやらなければだめなのではないかというご意見を持っている方がいらっしゃいます。ただ、それで条例の権威は高まるのですけれども、どうしても条例ですから法律が変わったら変えなければいけないということがあるわけです。法律が変わる度に住民投票をやるといのはお金もかかりますし、必要なかという議論もあります。例えば、各地の自治体では、そのような場合には、市民の意見を聞くプロセスを尊重し、その結果を踏まえて市長なり議会なり

が決定していくというやり方で対応して、市民参加とか協働を担保しようではないかということが議論されています。

そういった意味で、この自治基本条例は、地域の自治体のあり方にとって非常に大きな影響のある条例であります。さらに、参加のプロセスのこともあります。今、約50名の委員の皆さんが「宇都宮市自治基本条例を考える会議」に集まられて条例をつくっておられますが、このプロセスの中で、例えば「考える会議」に参加されていない住民の皆さんの意見もどんどん聞いたり、またはパブリックコメントで意見をもらって内容を煮詰めていくようなことこそが、ある意味、分権時代にふさわしい自治体をつくるということだと思えるのです。ですから、自治基本条例は、もちろん策定した後の運用も大変重要でありますけれども、条例をつくっていくプロセスの中で、宇都宮市の自治が1歩、2歩、3歩と、あるいは10歩、20歩と前進していったとするならば、そこに非常に大きな意味があるのではないかというように思っているわけでもあります。

以上のように、分権時代の自治体というのは、本当に重要な意味を持っていますし、さらに、これからは自治体間競争の時代だと思えます。要するに、宇都宮市が本当に住みやすく安全・安心に暮らせるかです。この間もつくばエクスプレスが通って、急激に便利になった自治体で自治基本条例をつくるというので、お話に行っただけですけども、宇都宮市の場合、新幹線ができて東京とのつながりも非常に身近になっています。1時間で東京まで行って仕事もしたりするということになると、この宇都宮市もいろいろな影響を受けながら変わっていきます。そのようなときに、宇都宮市のまちづくりを一体どうしていくのか。それについて、住民の皆さんと一緒に取り組んでいける自治体でなければなりません、その上さらに、たくさんの自治体が競争しているわけです。宇都宮市以外にも、もう既にこの新幹線の線路の沿線にはたくさんの自治体がありますから、そういった中で本当に宇都宮を、住みやすく暮らしやすく、みんながここで生まれ、そして死んでいきたいと思えるような自治体ができるかどうかということなのです。

これからもどんどん自治体間の競争は進み、やらないところはどんどん地盤沈下していくという時代になっているのだと私は思っております。その意味で、この自治基本条例という分権時代にふさわしいアイテム、ツールをしっかりと産み育てて、そしてこれをただ飾っておくのではなくて、実際に市民の皆さんが使う、議員の皆さんが使う、そして市長さんや市役所が使うことによって、宇都宮市がもっともっとすばらしい自治体、しかも分権時代の中で非常に大きな責任を担っている中核市という自治体として発展されることをぜひお祈りしますとともに、現在検討されている自治基本条例がすばらしいものになっていき、実を結んでいくことを、ぜひ私も祈念したいと思っております。

この後パネルディスカッションで内容等についての議論もさせていただきますが、私からは分権時代の自治基本条例のあり方ということで総論的なお話をさせていただきます。ご清聴誠にありがとうございました。

## 5 第3部 パネルディスカッション「私たちが求める宇都宮市の自治（まちづくり）～自治基本条例の役割～」(要旨)

### ○ 藤本会長

牛山先生，先程は大変わかりやすく，地方分権の時代にふさわしい自治基本条例のあり方についてお話を頂きまして，誠にありがとうございました。パネルディスカッションでも一緒していただけるということで，大変心強く思っております。

このパネルディスカッションは，第1ラウンド，第2ラウンドと分けて議論を進めたいと思います。

第1ラウンドにつきましては，まずパネリストの皆さん方に簡単に自己紹介をしていただきまして，次に御自身が実際に関わっている自治とかまちづくりに関する活動を御紹介いただき，そして3点目に宇都宮市の自治またはまちづくりがこれから目指すべきと考えている点についてお話を頂ければと思います。

まず最初に私自身のことからで恐縮なのですが，学生時代，というともう四十数年前なのですが，都市のコミュニティについて卒業論文を書きまして，それ以来コミュニティとかまちづくり，それから村おこしというようなことにかかわってきました。自らの根っこは建築なのですが，総体的には自治に対する関心を常々持っており，また自治に関する活動も行ってきたということでございます。

それから，市の自治，まちづくりについて，これからどういうところを目指さなければいけないのかという点については幾つもあるのですが，1つ挙げれば，私たちの生活圏を大切にしていけばいいのではないだろうか，ということです。少しかたい言葉でいえば自治の単位を大切にしていけばいいと。何も無いところから我がまち宇都宮市のことを考えるのは，なかなか一般の市民にとっては難しいことです。やはり身近な範囲から自治とかまちづくりということを考えていける，そんな仕組みづくりが必要なのではないかと思っています。特に，合併を経験しておりますので，そのあたりをよくよく念頭に置いた活動を展開していく，そのような視点が必要ではないかと考えています。

それでは，まず小針氏からいかがでしょうか。

### ○ 小針氏

ありがとうございます。一般市民で，主婦の小針です。

難しいことはよくわからないのですが，自分から公募委員に応募して，この「宇都宮市自治基本条例を考える会議」で平成18年6月から，委員の皆さんと意見交換をさせていただいています。私は，もう本当に一般の市民と全く同じレベルで，この条例について今まで考えてきております。ですので，私の一般市民としての感性とか主婦としての感性で感じていることを申し上げます。

まず，自治基本条例という言葉そのものがとても難しく，なかなか取っつきにくいし，ご近所での井戸端会議にも載せられないようなところがありますが，私は，こ

れを「まちづくりのルール」と置きかえてお話をさせていただくようにしています。では、何でまちづくりのルールを決めなければならないのだというお話が出たときですが、まず私たちは誰でも、「今も、これからもずっとみんなで幸せに暮らしていきたい」と思っているのだと思います。しかし、今の世の中なかなか住みにくい時代ですので、実際に声に出して心を集めていかないといけない、一度話し合っただけで気持ちを合わせて、そしてルールをつくってやっていくのがいいのではないかというような話をさせていただいています。

自分が行っている自治に関する活動ですけれども、まだまだ新米なのですが、地域で民生委員・児童委員として、皆さんに助けていただいて、特に子育てに関する活動を何とかさせていただいております。他に、とても難しいことではありますけれども、この「考える会議」のように、市役所での会議等に参加することも、私にできる最大限のまちづくりではないかと思っています。

その活動の中で、いつも思っていることがあります。それは、「まちとは、私たちがいてこそまちだ」ということです。たった1人しか住んでいないまちとか、だれもいないまち、ゴーストタウンとかでは話にならないと思うのです。私たちは日々ごくごく当たり前のように生活して、笑ったり泣いたり、いろいろなことをしていますけれども、その私たちの日々の暮らしがこの宇都宮というまちの生活文化をつくっているのだと思います。だからこそ、私たちの1分1秒がとても大切なのだということを、今非常に意識しております。

それで、何をを目指したいかと言うことですが、私たちの1分1秒が大切なのであれば、やっぱりまちづくりの主役は私たち市民なのではないかと思っています。先程お話がありましたとおり、地方分権という流れとか、財政面で市民がお手伝いをしていかなければならないという流れもありますが、そういうお仕着せの方向ではなくて、私たち市民の方から、私たちの地域のニーズから、こんなまちにしたいのだというものをどんどん、どんどん言っていくべきだと思うし、言わせていただきたいと思っています。それは私だけではなくて、ここにいる皆さんも声を上げて、いろんなことを言っていただきたいと思っています。そのような、皆さんの声をまとめていくようなまちづくりを、これから宇都宮は目指していくべきだと思います。それこそが、宇都宮らしいまちづくりにつながっていくのではないのかと思っています。

実はあと二つありますが、時間の関係上項目だけお話しさせていただきます。2つ目は子供たちが未来に夢を持てるまちづくりを目指したいということで、3つ目はみんなで力を合わせるまちづくりをしていきたいということです。

○ 藤本会長

ありがとうございました。それでは安藤さん、よろしくお願いします。

○ 安藤氏

NPO法人の宇都宮まちづくり市民工房というところで理事兼事務局長をしている

安藤です。よろしくお願いいたします。

本日は、NPOという立場からこの自治基本条例についていろいろと述べてほしいということから、この場所にいさせていただいておりますけれども、私たち、「まちづくり市民工房」というNPO法人が、どのようなことをしているかという簡単なPRからお話しさせていただきたいと思います。まず市民の視点からのまちづくりということで、調査研究と政策提言をすること、次に、地域づくり、コミュニティ活性化事業を支援すること、そして3点目に、この建物の1階にあるのですけれども、宇都宮市民活動サポートセンターというセンターの運営を市から受託していること、この3つを大きな柱にしております。

先程小針さんのお話にもありましたが、私は、自治を「まちづくり」と理解しているのですけれども、そのまちづくりの中で市民が果たす役割がどういうものなのかということを考えてときに、参考になると思われる、私たちが行った1つの調査結果をここでご紹介したいと思います。団塊の世代とよく言われておりますけれども、団塊の世代に限らず50歳代の方々を対象にアンケートをとったことがあるのです。180人程の方なのですけれども、その中で、「退職された後に皆さん何をされますか。」という質問をしたときに、一番多かったのは趣味やスポーツということで、4割近い状況でした。3割近い方は何らかの形で仕事を続けたいというお答えをされました。それがフルタイムであっても、週何回かということであっても、やはり日常の生活の維持ということに非常に不安を抱えていらっしゃるようです。そして、NPOとか地域社会貢献活動をしたいとお答えになった方は16%だったのです。この16%という数字が大きいかわかりませんが、逆、「NPOや地域社会貢献活動に関心はありますか。」とお尋ねすると、42%の方は関心があるとお答えになっています。16%と42%という数字の間に、ギャップがあるわけです。関心はあるけれども、自分がやる活動としては認識していないということです。

一方で、地域の方々にアンケートをしたことがございます。本日午前中の別のシンポジウムでもいろいろ地域の方々からお話がありましたが、高齢化で地域づくりの担い手が非常に不足しているという状況において、団塊の世代を初めとした退職される方々に、新しい地域づくりの担い手として非常に期待しているという地域が8割近くあったわけです。ところが、そのような退職した方々のために実際に受け入れ準備をしていますかと伺うと、3割の地域しかできていない。さまざまな高齢化が進んでいて、そこまで手が回らないという状況がある。ここにも、8割と3割というギャップが出てくるわけです。これからまちづくりということ考えた場合に、このギャップをどう埋めていくかという仕組みが非常に大切になってくるのではないかと考えています。

第2ラウンドでは、市民の責務というところに触れたいと思いますけれども、退職された方々に限らず、今現在働いていらっしゃる方々においては、会社生活、すなわ

ち仕事生活に自分の力をほとんど使い切ってしまう方が多く、少しだけ私生活に振り分ける余力があるけれども、とても地域の社会生活まで自分の力を発揮できない状況に追い込まれていることが多々あるのではないかと考えています。まちづくりといいますと、とても聞こえがよいかもしいのですが、実際そういう状況にある方々が果たして社会生活、公を担う部分にどれだけ余力を持ってこれるのかということとは非常に難しい問題なのではないかと考えています。

では、NPOは一体何をするのかということになるのですが、現在サポートセンターに登録している団体の数は490です。7年前にサポートセンターができたときは260程でしたので、この7年間で二百幾つか増えたということになるわけです。かなりすそ野は広がってきていると思います。福祉に限らず国際協力、教育、環境、文化、青少年育成、その他いろいろな分野で活動している団体の方がたくさんいらっしゃいます。このようなNPOが何を目的にしているかということ、新しい公を担う存在になることに、その意義を見出しています。つまり、先程お話しさせて頂いた社会生活の部分の担っていくために、自分たちは活動しているのだということを使命としている団体がほとんどだろうと思います。この使命という言葉のかわりに、私たちはミッションという言葉をよく使っていますが。

第2ラウンドでは、自治基本条例の中で、具体的にNPOはどのような役割を果たしていけるのかということについても少し触れることができました。

○ 藤本会長

ありがとうございました。市民の社会貢献活動について、ボランティア、NPO等に関する自主的な調査結果を具体的に挙げられて御指摘をいただきました。

それでは上野さん、よろしくお願いします。

○ 上野氏

宇都宮商工会議所青年部会長の上野です。よろしくお願いいたします。

本日この場にお呼び頂いている理由ですが、事業者でありながら、商工会議所という組織に入って活動している部分がこの自治基本条例の内容と重なっているからなのだろうと考えています。私たちの団体として、今、主にやっていることなのですが、新聞等々でお目にかかった方もいらっしゃるかと思いますけれども、「おもてなしブック」というものを昨年度から始めました。このようなオレンジ色の本ですが、市内の小学校、中学校で出前講座もさせて頂いております。「おもてなし」という言葉は、今キーワードのようにいろいろな都市で使われています。しかしながら、「おもてなし」を徹底的にやっている都市はないのではないかと考えて始めたものです。2年目になりますが、おかげさまで現在までで5万部を発行し、出前講座につきましても企業を含めて35か所終わっております。成人式等々でも配らせていただいたりしている次第です。

宇都宮商工会議所青年部は、実は設立して25年経つ団体ですが、49歳以下の人々

の集まりです。地元の商工業者青年部の集まりなのですが、その中で、第1に心がけているのは、「青年らしく動きながら考えよう」ということです。考えて、それから次に動くのではなくて、動きながら考えようということを心がけています。企業では、よくP D C A（Plan-Do-Check-Action：計画－実行－検証－改善）という言葉を使います。また、最近いろいろところでI T化が進んで、スピードが速くなっていると思います。そのような中で、私たちは動いて、汗を流して、その時々で検証しながら、次の動きをとっていくという、P D C A的な動きをしていこうということで活動しています。

そして、2つ目ですが、「自分たちらしさにこだわろう」ということです。先程ご紹介しました「おもてなしブック」、たかがこんなもの、と思われるかもしれませんが、しかし、我々一人一人のメンバーが手づくりでつくらせていただいたものなので、いろいろな御批判とか御意見を頂きながら日々改定していった、よりよいものに近づけていこうと思っています。それが私たちのこだわりであって、こうしたい、ああしたいと意見を交わすことによってコミュニケーションが生まれる、それが非常に重要なことだと考えます。

そして、3つ目ですが、「自分たちが楽しんでしまおう」ということです。まちづくりの基本は人です。ということは、私たち自身が楽しまないとなが続きません。そのようなことを心がけながら活動しています。

そして、事業者についてですが、第1部の発表会でC S R（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の話が出たと思います。3月16日に、「うつのみやC S Rミーティング」という発表大会がありますが、やはり今、企業の社会的責任はとても重要視されていると思います。御参加いただいている皆さんも、本日は一市民としての立場でいらっしゃっていると思いますが、仕事をしているときは、企業人として、C S Rを考えて動いておられるのではないかと思います。ここでちょっとだけ無理してやってみるということがC S Rには重要ではないかと思います。自分の時間を割いて何かをするということですから、ちょっとだけ無理してみようということです。

それと、地域のことで最近いろいろと気づくことがございます。たまたま自分の子供が中学生なのでP T Aに携っておりますが、昔、当たり前だったことが当たり前ではなくなっているのです。地域のコミュニティ、これはまちづくりにおいても、地域においても非常に重要なキーワードだと思いますが、その基本的なところとは、昔お世話になった「親」に、今私たちがなっており、自分たちの事なのだという意識を常に確認し合うことではないでしょうか。わからなければ1回、2回、3回と、同じことを言って、実行する、その繰り返しだと思っています。私は宮の原中学校なのですが、実は城南中では「おやじの会」というものがあるそうです。それは、私たちの世代のお父さん方が集まって、何かのときは地域に恩返ししようという会だそうです。

私もそれを見習ってやってみようと、今、仕掛けています。何か情報がありましたら、いろいろと教えていただければと思います。

そして、最後に市民としての責務です。私も一市民ですが、このあたりを考えていくと、自分自身で自分の役割を決めて果たす、そのようなことが基本になるのではないかと思います。その中で、やはり、「自分らしさ」にこだわっていきたいと考えているところですが、これを宇都宮市の自治基本条例に当てはめて考えると、「宇都宮らしさ」にこだわっていくということになるのではないかと思います。これがないと、何のために自治基本条例をつくるのかがわからず、後々使いやすいものにはならないのではないかと、そんなことが懸念されます。

雑駁ではありますが、私自身の今の活動をお話しさせていただきました。まちづくりの目指すところについてですが、この行き着くところというのは、市長もお話しされていましたが、やはり次世代の子供たちに負の遺産を残さない、次世代にいい形でバトンを渡す、そしてよりよい宇都宮にしていこうという思いを伝えていくことだと思っております。

○ 藤本会長

ありがとうございました。

会場の皆さんの中で、このオレンジ色の「おもてなしブック」を御存知の方はどのくらいいらっしゃいますか。

たくさんいらっしゃいますね。

それでは、牛山先生からは、地方分権の観点から、自治体が目指すべきこれからのまちづくり等についてお話を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 牛山氏

今、皆さんのお話を伺っていて、この自治基本条例というものについて、いろんな思いや考え方がやっぱりあるのだなと再認識しました。これは条例ですから議会の議決を経て、法規範として皆さんの生活にいろいろな影響を与えていきます。一般に法律といいますと、何かを規制したりとか、ルールを決めたりするものですが、一般に、民法をはじめとする法令は、政府というものが市民社会に入っていないように、つまり、政府をブロックすることで市民の自由を侵害したりしないように、それこそ市民革命の時代からずっとしてきたのだと思うのです。ところが一方で、いわゆる行政法と言われる法令は、ある意味、行政が市民社会に介入するときのルールを決めています。もちろんあまり勝手に入り込まれては困るので、それを規制しているルールとか、また、それに対する不満があったら救済するルールとかも決められています。

自治基本条例というのは、民法と行政法のどちらの要素も持っています。重要なことですが、この条例は、まず、行政に対してこうしてほしいとか、ああしてほしいとか、困ったことがあったときに議員の皆さんや行政がそれをきちんと聞いてくれるようなルールであると同時に、その中には、今皆さんが強調されていた暮らしやすさと

か、企業や民間人としての責務や責任なども書いていくということなのです。そのような意味で言うと、やはりかなり折衷的なのというか、いろんな法的な意味合いを持った内容がこの条例の中に入ってきます。それでいて、住民の皆さんにわかりやすいものでなければいけないし、さっき言ったように、少しずつ、でもボディーブローのようにきいてくるような、そういうものであってほしいとも思うのです。

そのような観点からは、自治基本条例の中には、本当に何か問題があったらみんなが話し合うことができますとか、その話し合ったことを行政としてはきちんと聞いていきますとか、そのようにみんなでまちづくりをしていくルールを書き込んでいく必要があります。例えば私の住んでいる家の近くにマンションの建設計画が持ち上がりました。都市計画上の地域のあり方等に反するところもありますが、法的には問題なく建ってしまうのです。建ってしまうけれども、私の住んでいる市にも都市計画関係のまちづくり条例があります。この宇都宮市で先進的な都市計画や建築に携われ、そこで培われてきたいろいろなノウハウをもとに、さらに協働によるまちづくりのためにご活躍されている藤本会長の御専門の分野でお恥ずかしいのですが、規制をするだけではなくて、まちづくり条例を活用して、数多くのまちづくりの主体、例えば住民や建築事業者、行政等がきちんと話し合いをして、法律上マンションは建てられるというだけではなく、少し低くしてくれとか、形をこうしてくれとか、色をこうしてくれとか、こっち側はプライバシーのためにちょっと目隠ししてくれとか、いろいろな工夫をしながら、よりよい地域社会づくり、まちづくりをしていこうというのが今の流れだと思っております。

ただ、どうしても事業者の皆さんは利潤追求が必要です。それは当然なのですけれども、地域の中で商売するのだとしたら、そのようなことを共に考えていこうではないかということです。例えば自治基本条例に、事業者だってまちづくりに責任をとるべきだと書いてあるのだから事業者の方も一緒に話してくださいと、このように言うことができるとしたら、みんなが納得できる、よいまちづくりができていくのではないかと思うのです。このような自治基本条例がないと、住民側としては、市役所の都市計画課とかまちづくり計画課とかと相談して、条例上のあつせんとか紛争調停とか、場合によっては訴訟とか、法的な次々と手を打っていかなくてはならなくなります。しかし、それは最後の手段であって、本来であれば最初の段階からみんなが納得いくようにしなければなりません。

そのためには、市民も事業者も行政も、それぞれがそういう話し合いができるように、成熟していかなくてははいけません。そういう責任をこの条例の中に書いていこうではないかというのが、この「考える会議」の御結論なのではないかと思って先程お話を伺っておりましたが、そのようなことができる自治体は本当に素晴らしいです。何でもかんでもルールが決まっているが、そのルールを守ってさえいれば何やってもいいのだというのが最近多過ぎます。そうではありません。ルールは、みんなのルー

ルとしてつくるのだから、そのルールにのっとって話し合いをするのが本来であって、どうしても話し合いできない場合のために、法的な決着の手続が定まっているわけです。そのようなところをみんなで育て合うというのですか、それが自治基本条例をつくっていくことの非常に大きな意味ではないかと思って、皆さんのお話を伺っておりました。

私からは以上です。

○ 藤本会長

ありがとうございました。

まさに市民協働に関していると思いますけれども、対等の立場とか、または相互理解とかというかたい言葉で語られがちなところについて、牛山先生からは、大変わかりやすく、話し合いによるまちづくりの重要性と、そのルールを作り上げていくのがこの自治基本条例の意義であって、単なる規制条例ではないのだ、というお話をいただいたように思います。

それでは、第1ラウンドをこのぐらいにしまして、第2ラウンドでは、市民、NPO、企業等の立場から、この宇都宮市の現在の自治において、それぞれが果たしている役割、そしてこれから果たすべき役割についてお話しいただくとともに、宇都宮市の自治、または平たくまちづくりと言ってもよいかと思いますが、それぞれの立場から、この宇都宮市のまちづくりに求めているものについてお話を頂きたいと思います。

ではまた、小針さんからお願いします。

○ 小針氏

市民や企業、行政が同じテーブルで話し合いをしながら、まちづくりを進めていくという言い方がよくされますが、私は市民として、私たちのほうからそれをしていくというポジティブな気持ちで、そのような舞台に乗り込んでいきたいと思います。それは先程も申し上げましたように、私たちがこのまちの主演であるという自負から来ております。

本日の配布資料の2頁の「目的」のところにも、「市民主体のまちづくりを確立し、市民がさらに幸せに暮らしていくようにしていくことを目的とする」と書かれていますが、このような当たり前のことを当たり前に実行するためには、それを当たり前のことだと、まず認識する必要があると思うのです。当たり前だという共通理解を持った上で、ではやっ払いこうという気持ちを起こさなければ、まちづくりは動いていかないと思います。そこで、「市民の責務」という難しい言葉で言われているところにつながっていくのですが、私たちにはそれはいいとか、それは悪いとか、本当に単純にイエス、ノーだけでも声を上げていくことが求められていると思います。

私は、この「考える会議」でイエスやノーを言わせていただきましたが、その後ですごく感じていることがあります。それは、いいと言ったらいいと言っただけの責任が生じるということです。「それはいいことだ。」と言ったら、自分も率先してそれを

しなければいけないのではないかと家に帰って思いましたし、ノーと言った場合は、なぜそれがノーなのか、そしてそれがだめなのだったら、それがいい方向に向くためにはどうしたらいいのかという提案をしなければ意味がないと思いました。そのようなことが、難しい言葉ではありますけれども、私たち市民の責務なのではないかと思えますし、これからきちっとやっていかなければならないことなのだろうと思っています。そして、それが市民主体のまちづくりというものをこれから支えていくのではないかと思えます。これはすなわち、私たち自身も成長していかなければならないということです。

それから、これは「考える会議」で時間をかけて話し合った部分なのですが、同じく配布資料の2頁の「前文」のところに、「新しい生活文化を求め、創ってこうとする」という言葉があります。子どもたちに未来の夢が持てるようなまちづくりということです。この前向きな文章が、とても宇都宮らしいと言われて、そうなのかなとうれしく思っているのですが、自分自身を振り返ってみても現状維持が一番楽なのです。しかしながら、現状維持とは今まであるものを使っているに過ぎないようなところもあります。守っていくということもとても大切なのですが、守りながらも次のことを考えていくという、未来志向というのでしょうか、前向きな気持ちを持ってまちづくりをやっていかないと、前へは進めないのだとも感じています。今ゼロ歳の子どもが、もしかしたら100歳まで生きるかもしれないと思ったら、この子たちの未来のことまでも私たちは計画の中に入れ込んで、まちづくりに取り組んでいかなければならないと思えます。

そういうことを考えているわけですが、今私が申し上げていることに対して皆さんもいろいろな意見があると思うのです。そこで、皆さんの意見をお聞きしながら、私も勉強させていただいて、例えば本日のシンポジウムをきっかけに、これからどんどん、どんどん話し合いをして、本当にどういう宇都宮にしていってほしいのかということを考えていけたらとてもいいなと思っております。

○ 藤本会長

ありがとうございました。

安藤さん、配布資料の2頁から3頁にかけての「定義」の中に、「非営利活動団体」という言葉が何か所も出てきます。そのあたりについてと、4頁の「非営利活動団体の責務」では、非営利活動団体の連携の仕方等について触れられていますのでそのあたりや、さらにはもっと広く市民の責務についてもお話を頂ければと思います。

○ 安藤氏

配布資料の4頁の「非営利活動団体の責務」の中、下の方に、「その他の各主体とも同様に協力して、つながりの強化と情報共有に努める。」と書いてあります。これからの宇都宮市の自治またはまちづくりというものを考えたときに、この部分は非常に重要なのではないかと思うのです。NPOというものは、ともすると自分は社会にいい

ことしているのだから、周りが自分たちの活動を理解するのが当たり前みたいな楽観論に安住してしまいます。しかし、NPOは公を担うものであると先程大きなことを言いましたが、とてもNPOだけでそのように公を担うことができるわけではありません。やはり行政や企業、大学、そして地域のいろいろな組織と一緒にあってまちづくりに加わっていくということが非常に大切なのだと思います。ですから、ここに太字で書いてある部分、「その他の各主体とも同様に協力して、つながりの強化と情報共有に努める。」ということを実行することができれば、宇都宮のまちづくりとしては非常にすばらしい一歩になるのではないかと思います。

それに関連して、「協働」という言葉をよく皆さんもお耳にすることがあるかと思います。協働では、行政と何か、例えば行政とNPOということだけではなくて、例えばNPOと地域だったり、地域と企業、企業と大学、または行政と地域と大学等の三者連携でも構わないと思うのですけれども、そういったところが手を組むということが非常に重要であります。例えば、本日午前中にこの会場で、「住民が支える地域バス」という別のシンポジウムがありました。午後にこの自治基本条例のシンポジウムがあって、同じように宇都宮市が共催という形で加わっていても、その2つのシンポジウムは結構雰囲気違っていたりするのです。どちらが良いとか悪いとかと言っているのではなくて、そのような違いが出てくるのがすごく大切なのではないかと思います。その違いをうまく融合することによって、参加した方がより満足できるようなシンポジウムができていけば、行政がやったからとか、どこがやったからということではなくて、本当の意味でのまちづくりにつながっていくというような思いがあります。

もう一つ、配布資料の4頁には、「市民の権利」と「市民の責務」が書かれています。これをつくられた皆さんは大変努力されたのではないかと思います。例えば「市民の権利」には、「社会的責任を有するものとして公共的活動に参画する権利」と書いてあります。一方、「市民の責務」には、「市民は公共的活動に伴う負担を分任する」と書いてあるのです。さらっと読むと何も感じられないかもしれませんが、じっくり読んでいくと、皆さん、「負担を分任するとはどういうことなのだろう」と思われませんかでしょうか。私は、なかなかすごいことが書いてあると思ってこれを読んでいたのです。第1ラウンドでギャップの話をしたのですけれども、権利を主張することがあっても、責務に言及することはあまりないのは誰でも同じです。私もそうなのですけれども、そんなときにやっぱり市民というものは一枚岩ではないと思うのです。市民の中にはいろいろな団体がいます。個人で活動するのは非常に難しいので、組織化していくことが必要なのかもしれません。それが地域別ということであれば、自治会であったりまちづくり協議会ということになりますでしょうし、テーマ別ということであればNPOということになると思うのです。私はNPOの立場で本日ここにいますので、そのような負担をどうやって分任するのといって戸惑っている市民の方々

が、まちづくりに参画するときに、NPOという組織が受け皿になればよいなと思っているのです。

なぜNPOでなければいけないのか、なぜNPOが必要なのかということなのですが、それは行政とも企業とも違う組織をつくるという夢があるからだと思うのです。行政の場合のように、公平とか公正とかにとられることもない。企業のように、経済的なことを優先しなければならないということもないわけです。成長とか、発展とか、効率とかという言葉から少し距離を置いて存在することができる組織として、NPOは重要なのではないかと。先程のお話ですと自治体間競争というのですか、それとも都市間競争というのですか、行政も競争しなければいけない時代に突入していると思うのですけれども、そういったところから多少距離を置くことが許される、あるいは置かなければいけない組織としてNPOがまちづくりにかかわっていく。それにより、多様な価値観というものをまちづくりに反映していくことができるという意味で、NPOが自治基本条例といいますか、このまちづくりのルールの中に占める役割は非常に重要なのではないかと、私は考えています。

○ 藤本会長

ありがとうございました。

配布資料の4頁には、「事業者の責務」という部分がございます。上野さんには、そのあたりを中心にお話を深めて頂きたいと思います。

○ 上野氏

宇都宮商工会議所は、今、7,000社ほどの企業の皆さんに加盟していただいております。その中には、お1人でされている企業さんもあるし、1,000人でされている企業さんもあると思います。しかしながら、1つの企業という個として考えてみると、その中は1人でも1,000人でも、組織体としては一人なのです。

そのような中でかなり検討されて、社会的責任、そして自己研鑽というキーワードが出てきていますが、それらの内容を決めるのは自分自身だということを、この配布資料を読んで皆さんもお気づきになられているのではないかと思います。テストで何点とったから社会的責任を果たしているとか、こういうことをやったから社会的責任を果たしているとかいうような合格点はないのかもしれない。一つやったら、もう一つこっちもやってみようという部分が、もしかしたら自分で決める合格点なのかもしれない。そのようなことを大前提にしながら、企業も社会的責任を考えていかななくてはなりません。企業は、適正利潤を持っていないとなかなか存続できず、営利を追及しなければならない部分がありますけれども、今は、右を見ても左を見ても、厳しい状況が続いております。

国レベルでは非常に優良な企業もたくさんあるということですが、地域で活動していくに当たって、企業人として考えていかななくてはならないのは、第1ラウンドでお話し申し上げたこととも重複しますけれども、自分の中でちょっと無理できる気持ち

なのではないかと思えます。これは点数には現れないかもしれませんが、自分の中でちょっと無理して、自ら関わった、そして社会的責任を全うした、そのようなところが自治基本条例の中では重要なファクターなのではないかと私は考えております。

例えば空洞化が起きていることから中心市街地活性化が叫ばれています。いろいろな開発の問題があったりして、やはりにぎわいが必要なのではないかとということもよく言われます。最近の宇都宮を見ていますと、特に秋口あたりに集中して毎週毎週イベントがごぞいます。果たしてこれでいいのかと私は思います。イベントに頼ってしまうと、気持ちの部分で甘えが出るのではないのでしょうか。イベントは1つの手法であって、目的ではないと思います。イベントをやること自体が目的になってしまいがちではありますが、このシンポジウムのような機会を使い、意見交換し、それを検証しながら、次のステップに上がっていくことが重要だと思っております。

企業のところから少しはみ出し、全体的なところになりますが、いろいろな都市でこの自治基本条例を制定しているということですが、本市の自治基本条例においては、宇都宮らしさを強調してもらいたいということはもちろんですが、「取っつきやすさ」についても十分配慮して頂きたいと思えます。小針さんが先程「取っつきにくい」という言葉を発言されていたので思ったのですが、「身近」という言葉よりも、「取っつきやすい」という言葉を使ったほうが、何となく心にしみる部分がありますし、おもしろそうで、自分がかかわりたいという気持ちが生まれるな、と思えました。今後、そのようなところに配慮して頂きたいと思えますが、50人近い委員さんの方々が、2年近くもかけ、ここまで自治基本条例をつくり上げてきていることは本当にすばらしいと思えます。

第1部の発表会で、藤本会長から今後のスケジュールのお話がありましたが、地域において市民との意見交換会があったり、パブリックコメントがあったりすることです。せつかく自治基本条例をつくるのですから、ぜひ皆さん、1人につき、お一つは御意見を言っていただいて、ぜひ、みんなが使えるようなよいものにしていきたいと思えます。そうなれば、私自身もここに参加した意義があると思えます。

○ 藤本会長

ありがとうございました。

取っつきやすい自治基本条例であってほしいということですが、イベントだけではだめだという御忠告も、まさにそのとおりだと思います。私自身はハレとケのまちづくりという言い方をしています。ハレだけやっていると、ケの部分がお粗末になっていきますが、それに対する注意が必要だということだろうと思えます。

牛山先生、配布資料の5頁から6頁にかけて、「参画と協働」、それから「市政運営の基本事項」とありますけれども、このあたりに関連してお話を頂きたいと思えます。

○ 牛山氏

この「参画と協働」は、自治基本条例に関する私のお話しの中でもかなり中核的な

部分を占める考え方だと思うのですが、最近は少し批判的な意見もあります。協働というのは少しおかしいのではないかと、本当にできるのかとか、学者の方からも、市長さんたちの中からも言われることがあります。要するに、行政の責任を放棄せず、もっときちんと全うしなければならないのではないかとということです。また、市民の皆さんからは、行政はお金がなくなったら市民にやらせるのかという厳しい御意見も出てきているわけです。それに対して私は先程お話ししたように、もうそのような時代ではないのだと反論しています。行政が全部やればいいのかというのであれば、もっと税金を払うのですか。そうではないでしょう。だからこそ、自分たちもまちづくりに参加していく地方自治なのだと言っているわけなのですが、ただ、よその自治体の中にはまだ協働とは何かわかっていなくて、とりあえず協働事業という名前で市民にアウトソーシングしたり、仕事をやらせればいいのかと考えているところがないわけではないと思うのです。

そのあたりのことはもうしっかりと皆さんは押さえられていらっしゃると思うのですが、やっぱり、みんなが力を合わせることによって、もっともっといいことができていくわけです。行政の資源も使いますが、地域にはもう本当に、行政職員以上にと言ったら失礼ですけども、専門の分野ではお詳しい市民の方がいらっしゃるわけです。また、宇都宮市の職員の皆さんだって、宇都宮市内ではなくて、ほかのところに住んでいらっしゃる、ほかの市の役所の方が例えば宇都宮市内に住んでいらっしゃるかもしれない、皆さん本当によく役所のことをわかっていらっしゃいます。その他にも、コンサルタント、企業経営者、学校の先生、いろいろな方々が地域にいらっしゃいます。これらの方々が、人ごとではなくて自分たちのことだと認識して、知恵を出し合ったり力を出し合うことで、さらに地域が安全安心になっていくというのであれば、それは必要なのだと思うのです。基調講演でも申し上げましたとおり、普段はお金を出せば解決することでも、地震や災害が発生したり、またはマンションの紛争が起こったり、いろいろなことが地域には起きるわけですから、そのようなときでも問題を解決するためのルールや手法をあらかじめ、きちんと考えておくべきだと思います。

それから行政は、行政であるがゆえにできることもありますけれども、行政であるがゆえにできないこともたくさんあると思うのです。例えば、公平にやらなくてはいけないと言われると、どこかの地域で何かしてほしいと行政に言っても、そちらだけにすることはできない、となってしまうのです。ある自治体に、里山保全の協働事業をしようという団体がありました。これはよいことだと私は思ったのです。しかし、そこは里山がいっぱいあるところですから、行政が、里山を保全してくれと言われたらできないのです。何でできないかといったら、そこを一つやってしまったら、ほかにもたくさんやらなくてはいけなくなるからなのです。だから、行政ではできないということになるわけです。

でも、その地域の皆さんは、20代後半くらいの若い人達でしたが、手を挙げてやりたいと言ってきました。ちょうど子供が産まれて、この子たちを里山で遊ばせたい、けれども今、里山は荒れていて使えないのだと。そのようなわけで行政には全部やってもらわねえにいかないし、また、いくらお金がかかるかわからないというので、では、みんなで力を合わせてやってみようということになったわけです。行政は、30万円しか出さない。30万円は大金ですけども、行政全体から見れば大したお金ではないかもしれません。しかし、住民の皆さんは団結し、協力しました。そして役所からは、保険のこととか事故がないようにする技術とかについてのアドバイス等の協力がありました。

去年の春に発表会があつて行ったのですが、びっくりしました。すごくきれいになっているのです。ボランティアでこんなにきれいになるものですかと言ったら、実はやっているうちにボランティアで来ているお父さん、お母さんの中に、建設業界の方がいらっしやつて、これでは大変だと、ガソリン代くらいは出るのだから、うちの重機出してやるよということで、重機が出てきたということです。またそういうふうに行っていると、お弁当屋さんはお弁当出してみようという話になり、そのうち役所の人も、そんなに市民の皆さんが頑張っているのなら、やっぱり交代で行こうなんてことになって、いろいろな仕事がうまくいき、きれいになったのです。

それを企業がやたらいくらかかるのかと、試算した人がいました。2,700万円かかるということです。それを全部地域の方がやっつけてしまいました。しかもそれは、安全な里山にして子供たちを遊ばせたいという一心でできてしまったのだということが、やっぱりすごいなと思ったのです。これは本当にうまくいった数少ない例なのかもしれませんが、そのようなことが協働であつて、安く上げようと思つてやるわけではないのです。結果的に安く上がった、効率がよくなったということだと思うのです。そこのところをきちんと押さえて、協働ということを考えていかななくては行けないし、それで地域社会がよくなるということこそ、実は基調講演で申し上げたとおり、地方自治とは何なのかということの答えだと思つたのです。

「考える会議」の皆さんの議論の中でどうだったかはわかりませんが、C市で自治基本条例つくつていっているときに、すごく役所の法制担当の人ともめたことがありました。それは、市というものの定義です。私たちは、市というものは、株主である住民と、住民によって選ばれた議員さん、そしてやはり住民によって選ばれた市長と、そのもとで構成される行政、これら3者を含めて成り立っているのだと言いました。住民がいなければ税金を払ってもらえませんが、市は成り立ちません。経済学者の先生方は、民間企業について、ライブドア事件のときにみんな次のように言っています。日本の企業は、会社は社員のものだなんて言っているけれども、あれはとんでもない、日本の資本主義というのは、その程度の成熟度なのだ。

つまり株主のことを考えないで、株主に損させてやろうなんていう経営者はとんで

もないということです。そのような企業経営者が当たり前になったら、株なんかだれも買わなくなります。でも考えてみれば自治体もそうで、住民の皆さんは税金を払わなければならない、言わば強制的に株を買わされているわけです。その意味では、住民の皆さんが自治体をつくっているのだ、つまり住民自治体なのだと言っている先生がいらっしゃいます。そのとおりで、住民自治体だということを基本にして、そして自治体議会があり自治体政府があるということがきちんと議論されていくべきだと思います。そうであれば、自分たちでつくる自治体なのだから、協働は当たり前ということになっていくのだと思うのです。

私たちは決して、自治体の株を好きなだけ買っているわけではありません。例えば私の近所では私鉄が走っていますが、私鉄の株をいっぱい買えば無料券がもらえます。しかし、私たちは、それと同じように、いっぱい自治体の株を買って無料券をもらって行政サービスを受けているのではないのです。生活状況に応じて、収入の多い人からはたくさん、収入がそれほどでない人からは少しだけ税金を払ってもらって、でもみんなが同じように安全安心に暮らせるように、行政は公平かつ公正にサービスをしていく。しかし、そこでまかないきれない部分は、地域のことですから、税金をたくさん払っている人もそうでない人も、みんなが自分のできる範囲で協力して、協働していくという、このようなルールが当たり前のものとして確立されなくてははいけません。そして、宇都宮市の場合、そこについてはきちんと議論されて、この配布資料に書かれているのだとお見受けします。

協働に対する批判はいろいろありますし、確かに解決しなくてはいけないこともたくさんありますけれども、やはりこれからの自治体は、住民と議会、行政がしっかりと手をつないでつくっていかねばなりません。第1ラウンドで私が申し上げた、建築問題の解決を例に出すと、昔のように、まだまだ行政も未熟、住民も未熟という状況の中で、行政と住民が対決し、行政が悪いとか、市民が無責任だと言いつついる自治体もたくさんありますけれども、そんなところからは何も生まれないのであって、皆さんがきちんとお互いの立場や相手の立場、役割を認識し合って議論し討論して、まちづくりができていく、それが自治ということだと思うのです。自治とは、自ら治める、自ら決定することですから、要するに他人を認めなければ決定はできませんし、合意形成もなりません。

そういった意味で、協働というのはそのような政治的な立場や、あるいは商売上の立場や利益を超えて、非営利のところでは地域をよくするにはどうしたらいいか考え、決定し、実行していく活動なのだと思っています。宇都宮市の場合、そういったことがきちんとこの条例案の中に書かれており、本当に成熟した条例提案がなされているなど拝聴した次第です。

以上です。

○ 藤本会長

具体的な事例を挙げながらお話ししていただきまして、ありがとうございました。

予定された終了時間まで残りわずかなのですが、いかがでしょうか、この「宇都宮市自治基本条例を考える会議」は、今日のシンポジウムが1つの区切りではありますが、終わりではありません。最後に、この「考える会議」について、または宇都宮市が目指すべき自治基本条例のあり方について、何か補足的にありましたら御発言をお願いしたいと思います。

御注文でも結構です。小針さんは「考える会議」の当事者なのですけれども、こうありたいということでも結構です。何かありましたら、お願いします。

○ 小針氏

まだルールづくりの段階なのですけれども、この自治基本条例を一緒に考えていく過程自体がものすごくありがたいと思います。若者は、先輩たちに教えてもらうことがいっぱいあるし、逆に先輩たちは、若者から勇気をいただくこともたくさんあると思います。だから、まずはこの条例をつくっていく過程を皆さんとしっかり共有していきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○ 藤本会長

ありがとうございました。安藤さん、いかがですか。

○ 安藤氏

先程もお話しがありましたが、自治基本条例というとやっぱりかたく、取っつきにくい面があります。この条例はどんなものなのだろうということが、なかなかわからない。私にもわかで勉強したようなところがあるのです。ですから本来、こういった会をもっと定期的に、いろいろなところで開催していただけると良いのではないかと、もっとたくさんの方が参加できるようになるのではないかと思いました。

○ 藤本会長

ありがとうございました。上野さん、いかがでしょうか。

○ 上野氏

宇都宮市らしさという部分ですが、宇都宮市が積極的に取り組まれていることを、何らかの形で盛り込んだ自治基本条例にしてもらいたいと思います。例えば、「もったいない全国大会」を昨年開催いたしました。それも、ある意味でキーワードになるのではないかと思います。ことし6月には第2回目を開催するそうです。

また、教育委員会では、「宮っ子の誓い」というものを策定し、1月から展開を始めました。4月からは、教育現場にその誓いを配布して、いろいろな場面で使っていくという取組もするようです。

例えば今、2つ挙げましたけれども、市と共催でやっていることがいろいろありますので、それを伝えることも私たちの役目だと思いますし、この自治基本条例は市の本当に大きな部分を占めるものですから、何らかの形で盛り込んでもらえると非常によいのではないかと思います。

○ 藤本会長

ありがとうございました。牛山先生、何かございますか。

○ 牛山氏

もう大分お話しさせていただいたので簡単にしますが、これからは条例の素案を具体的な議案にするための検討があり、その後、議会における審議という流れになっていくと思います。先程申し上げましたように、この「宇都宮市自治基本条例を考える会議」には、議員の皆さんも入っていらっしゃるということで、非常に素晴らしいと思うのですが、今後の法制レベルでの作成過程、さらに議会における討論、こういったところもぜひ市民の皆さんには御注目いただきたいと思います。それと同時に、本日のこのシンポジウムで語られてきた理念や、それから自治基本条例の意義を十分に踏まえまして、行政側の法制的な作業や、または議会における議論が活発に行われることで、素晴らしい条例ができあがっていくことをお祈り申し上げます。

○ 藤本会長

ありがとうございました。

この「考える会議」は、平成18年の6月からスタートしました。実に、「自治基本条例とは一体何か」というあたりから始めたわけですが、それから全体会、分科会、提言書検討委員会と非常に意欲的に検討を進めて今日に至っております。さらに本日は、パネリストの方々に市民、NPO、企業、自治体、これらが今後果たすべき役割と、そして自治基本条例に期待していることについて大変強い思いをお話し頂いたと思います。また、牛山先生からは学識経験者として、自治基本条例のあり方についての重要なポイントを御指摘いただきました。

全体的なこれからの流れについては、第1部の発表会で御報告したとおりですが、今後は、まず、本日のシンポジウムの御感想または御意見をお手元のアンケートにご記入いただきまして、これを含めて年度末にかけて全体会で提言書素案、これは既にできあがっているわけですが、その素案を再検討するという段取りとなっています。その結果をもちまして、来年度早い時期に市民の皆様方と意見交換を行い、さらに、パブリックコメントという形で市民の皆様方の御意見をいただいて、そして最終的には議会議決という形で、市民みんなの条例にしていくと、そのような流れで考えております。

時間となりましたので、これでパネルディスカッションを終了させていただきます。

牛山先生を初めパネリストの皆様方、大変ありがとうございました。また、御清聴誠にありがとうございました。

## 6 閉会

以下の事項につき、司会から説明し、シンポジウムを終了

- ・ 時間の関係上、参加者の御意見を伺う時間を設けることができなかったことから、

御意見についてはアンケート用紙に記入の上、提出頂きたいこと。

- 提出頂いた御意見を整理し、「考える会議」で検討し、さらにその結果をもって、地域での意見交換会を行っていきたいと考えていること。